

議案第 6 5 号

一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の一部  
を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

国や他の地方公共団体における非常勤の職員の勤務条件の状況を踏まえて、一般職の非常勤職員の休暇について見直しを行うため、この条例を制定しようとするものであります。

一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等  
に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成24年羽曳野市条例第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第11条」を「第13条」に、「第12条―第19条」を「第14条―第21条」に、「第20条―第23条」を「第22条―第25条」に改める。

第9条を次のように改める。

(休暇の種類)

第9条 非常勤職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

2 臨時職員の休暇は、年次有給休暇及び特別休暇とする。

第23条を第25条とする。

第22条第1項中「第14条」を「第16条」に、「第17条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第2項中「第17条」を「第19条」に、「第18条」を「第20条」に改め、同条を第24条とする。

第21条を第23条とし、第20条を第22条とする。

第5章中第19条を第21条とし、第18条を第20条とする。

第17条第1項及び第2項中「第13条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条を第19条とする。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とする。

第14条第3項中「出産」を「負傷、疾病、出産、介護」に改め、同条を第16条とする。

第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第4章中第11条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(介護休暇)

第13条 介護休暇は、非常勤職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、2親等内の親族(姻族を含む。)その他市長が定める者で負傷、

疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に規則で定めるところにより与えるものとする。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(病気休暇)

第 11 条 病気休暇は、非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に規則で定めるところにより与えるものとする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p>第4章 休暇(第9条～第13条)</p> <p>第5章 賃金等(第14条～第21条)</p> <p>第6章 雑則(第22条～第25条)</p> <p>附則</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p>第4章 休暇</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第9条 非常勤職員の休暇は、年次有給休暇、 病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。</p> <p>2 臨時職員の休暇は、年次有給休暇及び特別休 暇とする。</p> <p>第10条 省略</p> <p>(病気休暇)</p> <p>第11条 病気休暇は、非常勤職員が負傷又は疾 病のため療養する必要がある、その勤務しな いことがやむを得ないと認められる場合に規 則で定めるところにより与えるものとする。</p> <p>第12条 省略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第13条 介護休暇は、非常勤職員が配偶者(届 出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に ある者を含む。)、2 親等内の親族(姻族を含 む。)その他市長が定める者で負傷、疾病又は 老齢により規則で定める期間にわたり日常生 活を営むのに支障があるものの介護をするた め、勤務しないことが相当であると認められ る場合に規則で定めるところにより与えるも のとする。</p> <p>第5章 賃金等</p> <p>第14条 省略</p> <p>第15条 省略</p> <p>(賃金の計算方法)</p> <p>第16条 1・2 省略</p> <p>3 非常勤職員が負傷、疾病、出産、介護その 他の規則で定める事由のため勤務しないとき は、規則で定めるところにより賃金を減額す る。</p> <p>4・5 省略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p>第4章 休暇(第9条～第11条)</p> <p>第5章 賃金等(第12条～第19条)</p> <p>第6章 雑則(第20条～第23条)</p> <p>附則</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p>第4章 休暇</p> <p>(休暇)</p> <p>第9条 非常勤職員等の休暇は、年次有給休暇 及び特別休暇とする。</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 省略</p> <p>第5章 賃金等</p> <p>第12条 省略</p> <p>第13条 省略</p> <p>(賃金の計算方法)</p> <p>第14条 1・2 省略</p> <p>3 非常勤職員が<u>出産</u>その他の規則で定める事由 のため勤務しないときは、規則で定めると ころにより賃金を減額する。</p> <p>4・5 省略</p>

<p>第17条 省略</p> <p>第18条 省略 (割増賃金)</p> <p>第19条 規則で定める日以外の日において第5条の規定により定められた1日又は1週間の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた非常勤職員等には、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの額又は第15条第2項に規定する時給に100分の125の割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を割増賃金として賃金に加算して支給する。ただし、正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、規則で定める時間については、この限りではない。</p> <p>2 規則で定める日において勤務することを命ぜられた非常勤職員等には、勤務した時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの額又は第15条第2項に規定する時給に100分の135の割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を割増賃金として賃金に加算して支給する。</p> <p>3 省略</p> <p>第20条 省略</p> <p>第21条 省略 第6章 雑則</p> <p>第22条 省略</p> <p>第23条 省略 (端数計算)</p> <p>第24条 第16条の規定により1月の賃金の額を算定する場合並びに第19条第1項及び第2項の規定により割増賃金の額を算定する場合において、当該額の合計に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>2 第19条の規定により勤務1時間につき加算する割増賃金の額を算定する場合及び第20条の規定により勤務1時間当たりの額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り</p>	<p>第15条 省略</p> <p>第16条 省略 (割増賃金)</p> <p>第17条 規則で定める日以外の日において第5条の規定により定められた1日又は1週間の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた非常勤職員等には、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの額又は第13条第2項に規定する時給に100分の125の割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を割増賃金として賃金に加算して支給する。ただし、正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、規則で定める時間については、この限りではない。</p> <p>2 規則で定める日において勤務することを命ぜられた非常勤職員等には、勤務した時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの額又は第13条第2項に規定する時給に100分の135の割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を割増賃金として賃金に加算して支給する。</p> <p>3 省略</p> <p>第18条 省略</p> <p>第19条 省略 第6章 雑則</p> <p>第20条 省略</p> <p>第21条 省略 (端数計算)</p> <p>第22条 第14条の規定により1月の賃金の額を算定する場合並びに第17条第1項及び第2項の規定により割増賃金の額を算定する場合において、当該額の合計に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>2 第17条の規定により勤務1時間につき加算する割増賃金の額を算定する場合及び第18条の規定により勤務1時間当たりの額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り</p>
---	---

上げるものとする。

第25条 省略

以下省略

上げるものとする。

第23条 省略

以下省略